

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
福井県	福井市	福井県	82100 0500 5222	一般法人	運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人 慶長会				
(8)主たる事務所の住所	福井県	福井市	月見2丁目10番1号		
(9)主たる事務所の電話番号	0776-33-3764	(10)主たる事務所のFAX番号	0776-33-3761	(11)従たる事務所の有無	無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	//www.keichoukai.or.jp		(14)法人のメールアドレス	yumetuduki@keichoukai.or.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成18年8月1日	(16)法人の設立登記年月日	平成18年8月4日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名以上11名以内	(2)評議員の現員	11名	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円）	270,405
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期		(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業					
坪田 清則	H29.4.1	～ H33.6	無	有	3
会社顧問					
廣部 正紘	H29.4.1	～ H33.6	無	無	3
無職					
坂口 隆俊	H29.4.1	～ H33.6	無	無	3
無職					
豊島 雅恵	H29.4.1	～ H33.6	無	無	3
無職					
廣部 和夫	H29.4.1	～ H33.6	無	有	3
私立保育園園長					
渡邊 喜美枝	H29.4.1	～ H33.6	無	有	3
無職					
森 輝治	H29.4.1	～ H33.6	無	無	3
会社代表取締役					
坂本 安夫	H29.4.1	～ H33.6	無	無	2
会社代表取締役					
舟木 幸雄	H29.4.1	～ H33.6	無	無	3
国立大学法人福井大学参与					
福田 忠義	H29.4.1	～ H33.6	無	無	3
会社常務取締役					
清水 誠	H29.4.1	～ H33.6	無	無	0
会社常務取締役					

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名以上10名以内	(2)理事の現員	7名	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円）	3,600,000				
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況						
前川 千寿子	理事長 H28.6.1 ~ H30.5	平成18年8月4日	非常勤	平成28年5月27日	会社役員	無	有	無	4
石村 捷史	その他理事 H28.6.1 ~ H30.5		非常勤	平成28年5月27日	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	無	無	無	4
高山 律子	その他理事 H28.6.1 ~ H30.5		常勤	平成28年5月27日	事業区分における福祉に通じている者	無	無	無	4
宗倉 悟	その他理事 H28.6.1 ~ H30.5		常勤	平成28年5月27日	施設の管理者	無	無	無	4
小林 一夫	業務執行理事 H28.6.1 ~ H30.5		常勤	平成28年5月27日	施設の管理者	無	無	無	4
伊藤 きみ子	その他理事 H28.6.1 ~ H30.5		常勤	平成28年5月27日	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	有	有	無	4
大橋 幸男	業務執行理事 H28.6.1 ~ H30.5		常勤	平成28年5月27日	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	有	有	無	4

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名	(2)監事の現員	2名	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	183,351	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-3)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)監事選任の評議員会議決年月日	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
林 勝	税理士 H28.6.1 ~ H30.5	無		社会福祉事業に識見を有する者	平成28年5月27日	3
神田芳和	弁護士 H28.6.1 ~ H30.5	無		社会福祉事業に識見を有する者	平成28年5月27日	3

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	
--------------	--

①常勤専従者の実数	2	②常勤兼務者の実数	1	③非常勤者の実数	1
		常勤換算数	0.5	常勤換算数	0.8
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	78	②常勤兼務者の実数	1	③非常勤者の実数	16
		常勤換算数	0.5	常勤換算数	11.0

7. 前会計年度の評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成28年5月27日	10	10	2		・就労支援事業設備等整備積立金計上について ・平成27年度事業報告・決算報告・監査結果について ・理事及び監事の選任について ・常務理事の選任について ・顧問の選任について ・苦情解決第三者委員の選任について
平成29年1月25日	10	10	2		・定款の変更について
平成29年3月27日	11	10	2		・平成28年度社会福祉法人福井県指導監査の結果報告について ・三国松涛保育園設備整備積立金の計上について ・平成28年度補正予算(案)について ・平成29年度事業計画(案)について ・平成29年度予算(案)について

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度の理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成28年5月27日	10	2	・平成27年度事業報告・決算報告・監査結果について ・理事及び監事の選任について ・評議員の選任について ・理事長の互選について ・常務理事の選任について ・理事長の職務代理の選任について ・顧問の選任について ・苦情解決第三者委員の選任について
平成28年6月17日	10	2	・児童養護施設「福井市ふれ愛園」の運営公募参加について(持ち回り)
平成29年1月25日	10	2	・定款の変更について ・評議員選任・解任委員会運営規則の制定について ・評議員選任・解任委員の選任について
平成29年3月15日	7	2	・新評議員選任候補者の推薦について
平成29年3月27日	10	2	・平成28年度社会福祉法人福井県指導監査の結果報告について ・三国松涛保育園設備整備積立金の計上について ・平成28年度補正予算(案)について ・平成29年度事業計画(案)について ・平成29年度予算(案)について ・常勤役員報酬規程の追認について

(4)うち開催を省略した回数 1

9. 前会計年度の監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	林勝 神田芳和
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度の会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称						
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					
001	本部	本部	社会福祉法人慶長会 本部								
		福井市月見2丁目10番1号									
		ア建設費					0				
002	就労支援事業所つづきの家	障害福祉サービス 就労移行支援、就労継続支援	社会福祉法人慶長会 障害者就労支援事業所つづきの家		自己所有	自己所有	平成19年4月1日	30	393		
		坂井市丸岡町南横地第10号44番地									
		ア建設費	平成19年3月31日	38,679,893	88,476,379		0	127,156,272		856,000	
003	就労支援事業所つづきの家	障害福祉サービス 就労移行支援、就労継続支援	社会福祉法人慶長会 障害者就労支援事業所つづきの家		自己所有	自己所有	平成24年4月1日	30	393		
		福井市月見2丁目10番1号									
		ア建設費	平成24年3月31日	20,888,072	92,750,000			113,638,072		563,000	
004	三国松涛保育園	保育所	社会福祉法人慶長会 三国松涛保育園		行政からの賃貸等	行政からの賃貸等	平成19年4月1日	120	1,654		
		坂井市三国町運動公園2丁目15番15号									
		ア建設費	平成3年3月31日	0	127,933,756			127,933,756		1,345,000	
005	坂井松涛保育園	保育所	社会福祉法人慶長会 坂井松涛保育園		行政からの賃貸等	自己所有	平成26年4月1日	120	1,760		
		坂井市坂井町長畑第14号1番地1									
		ア建設費	平成26年3月31日	93,831,319	176,508,089			270,339,408		1,305,000	

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. うち地域における公益的な取組(地域公益事業含む)(再掲)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(1) 社会福祉充実残額の総額(円)		0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)		
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)		
②地域公益事業(円)		
③公益事業(円)		
④合計額(①+②+③)(円)		0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額		
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)		
②地域公益事業(円)		
③公益事業(円)		
④合計額(①+②+③)(円)		0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間		~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

① 事業報告	有
② 財産目録	無
③ 事業計画書	無
④ 第三者評価結果	無
⑤ 苦情処理結果	無
⑥ 監事監査結果	無
⑦ 附属明細書	無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	418,321,096
②施設・設備に係る公費（円）	13,027,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	104,902,360

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用【年額】（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	

②実施した改善内容


1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	

法人名	社会福祉法人 慶長会
施設名	
会計単位名	社会福祉法人 慶長会

## 資金収支計算書

( 自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日 )

(単位：円) 1頁

	勘定科目	予算 (A)	決算 (B)	差異 (A)-(B)	備考	
事業活動による収入	保育事業収入	284,722,682	288,080,052	△3,357,370		
	就労支援事業収入	25,665,389	25,192,053	473,336		
	障害福祉サービス等事業収入	103,893,399	105,048,991	△1,155,592		
	その他の事業収入		8,000	△8,000		
	受取利息配当金収入	4,431	2,904	1,527		
	その他の収入	4,003,709	3,999,233	4,476		
		事業活動収入計(1)	418,289,610	422,331,233	△4,041,623	
支出	人件費支出	276,987,286	278,344,848	△1,357,562		
	事業費支出	40,919,942	41,020,731	△100,789		
	事務費支出	15,598,976	14,450,441	1,148,535		
	就労支援事業支出	26,071,914	23,567,587	2,504,327		
	その他の支出	4,091,877	4,040,013	51,864		
		事業活動支出計(2)	363,669,995	361,423,620	2,246,375	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	54,619,615	60,907,613	△6,287,998		
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入	13,028,000	13,027,000	1,000		
		施設整備等収入計(4)	13,028,000	13,027,000	1,000	
	固定資産取得支出	19,636,290	18,411,044	1,225,246		
		施設整備等支出計(5)	19,636,290	18,411,044	1,225,246	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△6,608,290	△5,384,044	△1,224,246		
その他の活動による収入	その他の活動収入計(7)					
	積立資産支出	20,000,000	20,000,000			
		その他の活動支出計(8)	20,000,000	20,000,000		
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△20,000,000	△20,000,000		
		予備費支出(10)				
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	28,011,325	35,523,569	△7,512,244		
	前期末支払資金残高(12)	114,702,299	114,702,299			
	当期末支払資金残高(11)+(12)	142,713,624	150,225,868	△7,512,244		

法人名	社会福祉法人 慶長会
施設名	
会計単位名	社会福祉法人 慶長会

## 事業活動計算書

( 自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日 )

(単位：円) 1頁

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	保育事業収益	288,080,052	279,651,304	8,428,748
	就労支援事業収益	25,192,053	25,250,682	△58,629
	障害福祉サービス等事業収益	105,048,991	85,731,787	19,317,204
	その他の事業収益	8,000	450,000	△442,000
	経常経費寄附金収益		100,000	△100,000
	サービス活動収益計(1)	418,329,096	391,183,773	27,145,323
サービス活動増減の部	費用			
	人件費	277,195,821	263,211,869	13,983,952
	事業費	41,051,572	41,437,415	△385,843
	事務費	14,494,259	20,748,489	△6,254,230
	就労支援事業費用	26,389,557	24,917,934	1,471,623
	減価償却費	27,560,032	26,392,027	1,168,005
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△15,333,156	△17,188,050	1,854,894
	サービス活動費用計(2)	371,358,085	359,519,684	11,838,401
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	46,971,011	31,664,089	15,306,922
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	2,904	15,731	△12,827
	その他のサービス活動外収益	3,999,233	4,146,158	△146,925
	サービス活動外収益計(4)	4,002,137	4,161,889	△159,752
サービス活動外増減の部	費用			
	その他のサービス活動外費用	4,040,013	4,097,361	△57,348
	サービス活動外費用計(5)	4,040,013	4,097,361	△57,348
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	△37,876	64,528	△102,404
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	46,933,135	31,728,617	15,204,518
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	13,027,000	13,000,000	27,000
	固定資産売却益		95,499	△95,499
		特別収益計(8)	13,027,000	13,095,499
特別増減の部	費用			
	固定資産売却損・処分損	186,120	10	186,110
	国庫補助金等特別積立金積立額	13,027,000	13,000,000	27,000
	特別費用計(9)	13,213,120	13,000,010	213,110
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	△186,120	95,489	△281,609
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	46,747,015	31,824,106	14,922,909
繰越				
	前期繰越活動増減差額(12)	149,228,667	117,755,926	31,472,741
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	195,975,682	149,580,032	46,395,650
活動増減差額の部				
	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)			
	その他の積立金積立額(16)	20,000,000	351,365	19,648,635
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	175,975,682	149,228,667	26,747,015

法人名	社会福祉法人 慶長会
施設名	
会計単位名	社会福祉法人 慶長会

## 貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：円) 1頁

資産の部				負債の部			
科目	当年度末	前年度末	増減	科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	198,088,328	150,557,555	47,530,773	流動負債	66,561,108	54,569,976	11,991,132
現金預金	110,186,303	105,376,498	4,809,805	事業未払金	45,492,886	33,794,233	11,698,653
事業未収金	80,999,775	38,385,261	42,614,514	預り金	362,371	73,177	289,194
未収補助金	4,566,880	4,537,504	29,376	職員預り金	1,629,451	1,586,966	42,485
貯蔵品		432	△432	賞与引当金	19,076,400	19,115,600	△39,200
給食用材料	163,280	194,121	△30,841				
原材料	214,472	206,759	7,713				
立替金	244,076	163,254	80,822				
前払金	1,713,542	1,693,726	19,816				
固定資産	616,082,800	610,367,226	5,715,574	負債の部合計	66,561,108	54,569,976	11,991,132
基本財産	511,753,814	533,132,098	△21,378,284				
土地	72,680,250	72,680,250					
建物	439,073,564	460,451,848	△21,378,284				
その他の固定資産	104,328,986	77,235,128	27,093,858				
建物	9,351,860	7,756,125	1,595,735				
構築物	48,100,946	45,753,016	2,347,930				
車輛運搬具	4,396,963	3,490,381	906,582				
器具及び備品	13,247,120	13,716,897	△469,777				
権利	161,000	245,000	△84,000				
ソフトウェア	3,272,296	494,848	2,777,448				
その他の積立資産		5,028,861	△5,028,861				
工賃変動積立資産	1,030,910		1,030,910				
設備等整備積立資産	1,997,951		1,997,951				
保育所施設・設備整備積立資産	22,000,000		22,000,000				
その他の固定資産	769,940	750,000	19,940				
資産の部合計	814,171,128	760,924,781	53,246,347	純資産の部			
				基本金	209,624,000	209,624,000	
				第一号基本金	209,624,000	209,624,000	
				国庫補助金等特別積立金	336,981,477	342,473,277	△5,491,800
				その他の積立金	25,028,861	5,028,861	20,000,000
				その他の積立金		5,028,861	△5,028,861
				工賃変動積立金	1,030,910		1,030,910
				設備等整備積立金	1,997,951		1,997,951
				保育所施設・設備整備積立金	22,000,000		22,000,000
				次期繰越活動増減差額	175,975,682	149,228,667	26,747,015
				(うち当期活動増減差額)	46,747,015	31,824,106	14,922,909
				純資産の部合計	747,610,020	706,354,805	41,255,215
				負債及び純資産の部合計	814,171,128	760,924,781	53,246,347



# 社会福祉法人慶長会 定款

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第2種社会福祉事業
  - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
  - (ロ) 保育所の経営
  - (ハ) 一時預かり事業の経営
- (二) 放課後児童健全育成事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人慶長会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福井県福井市月見2丁目10番1号に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び選任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の締結の時までとし、再任を妨げない。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分
  - (8) 社会福祉充実計画の承認
  - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名の常務理事を置くことができる。
- 4 前項の常務理事は社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務としての理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第28条 この法人は、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問は、常勤又は非常勤勤務とし、相談役は非常勤勤務とする。

3 常勤顧問は、理事長が任免する。

4 非常勤顧問及び相談役は、評議員会及び理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

5 顧問は、法人の運営に関し理事長を補佐する。相談役は事業所の運営に関し施設長を補佐する。

(顧問及び相談役の資格等)

第29条 この法人の趣旨に賛成して協力する者若しくはこの法人の役員又は評議員経験者の中から選任する。

(顧問及び相談員の任期)

第30条 顧問及び相談役の任期は、2年とする。補欠の顧問及び相談役の任期は、前任者の残任期間とする。

2 顧問及び相談役は、再任することができる。

(顧問及び相談役の報酬等)

第31条 顧問及び相談役の報酬は、勤務実態に即して支給することとし、顧問及び相談役の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 顧問及び相談役には、費用を弁償することができる。

## 第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 福井県坂井市丸岡町南横地 10 字鮎ヶ島 44 番地の土地 153.00 平方メートル

(2) 福井県坂井市丸岡町南横地 10 字鮎ヶ島 45 番地の土地 1,002.00 平方メートル

(3) 福井県福井市月見町 29 番 5 の土地 952.49 平方メートル

(4) 福井県坂井市丸岡町南横地 10 字鮎ヶ島 44 番地・45 番地・46 番地 家屋番号 45 番の建物 856.35 平方メートル

(5) 福井県坂井市三国町運動公園二丁目 501 番地 家屋番号 501 番の建物 1,344.95 平方メートル

(6) 福井県福井市月見町 29 番 5 家屋番号 29 番 5 の建物 562.63 平方メートル

(7) 福井県坂井市坂井町長畑 14 字北久保田 6 番地 1、3 番地 1、4 番地 1、5 番地 1、7 番地 1、7 番地 4 家屋番号 6 番 1 の建物 1,304.69 平方メートル

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手

続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承諾を得て、福井県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福井県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に関する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第8章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福井県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。



## 第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人慶長会の掲示場に掲示するとともに、官報・新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	前 川 千寿子
理 事	石 井 哲 夫
”	坪 田 清 則
”	広 部 正 紘
”	石 村 捷 史
”	豊 島 雅 惠
監 事	谷 内 文 雄
”	勝 山 章 宏

平成18年	8月	1日	制定
平成18年	10月	1日	改訂
平成19年	5月	30日	改訂
平成21年	6月	1日	改訂
平成21年	6月	18日	改訂
平成22年	3月	12日	改訂
平成23年	4月	8日	改訂
平成24年	4月	10日	改訂
平成24年	6月	11日	改訂
平成25年	4月	26日	改訂
平成26年	3月	27日	改訂
平成26年	6月	3日	改訂
平成27年	4月	1日	改訂
平成28年	1月	28日	改訂
平成29年	4月	1日	改訂